平成30年9月4日 第12022号

	, 0 0	, i .	0 /1	1 H																		2/1	2 0	2 2 7
〇 公共施設に係る開発行為に関する工事の	の完了	○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事	○ 道路の位置の指定	□ ○ 県営土地改良事業の工事完了	【公告】	計算適合性判定機関からの変更の届出	○ 構造計算適合性判定を委任した指定構造	○ 土地改良事業の施行認可	○ 知事指定薬物の指定の失効	の更新	○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定	○ 介護老人保健施設の廃止	○ 指定居宅サービス等の事業の廃止	○ 指定居宅サービス事業者等の指定	○ 指定居宅サービス事業者の指定) "I	棄物の処理に関する事務の受託	○ 平成三十年七月豪雨による災害に伴う廃	【告示】	目次		一 	
"		"	建築指導課	耕地課			建築指導課	耕地課	医薬安全課		"	健康推進課	"	II	II .	指導監査室	"		災害廃棄物対策室		担当課(室) 〇 落札者等の決定	○ 一般競争入札の実施 一一	岡山県	目次
																					n	警察本部会計課		担当課(室)

◎岡山県告示第四百七十五号

規約の定めるところに の平成三十年 (昭和二十二年法律第六十七号) 七月豪雨による災害に より受託した。 伴う廃棄物 第二百五十二条の十四第 0 処理に関する事務に 項の規定によ 9

平成三十年九月四日

凹山県知事 伊原木 隆 七

倉敷市と 山県との 関する規約 間 0 平成三十年 七月豪雨に よる災害に伴う 廃棄物 の処

(委託事務の範囲)

託事務」という。) 要となった廃棄物 第一項の規定により、 に基づく廃棄物の処理のうち、 地方自治法 の適正な分別、 の管理及び執行を岡 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和二十二年法律第六十七号) 保管、 山県 運搬 平成三十年七月豪雨による災害により特 以下 「県」という。) 処分等に関する事務 (昭和四十五年法律第百三 第二百五十二条の に委託する 。 以 下

(管理及び執行の方法)

第二条 委託 事務 の管理及び執行に の定めるところによる。 9 7 は、 県の条例、 規則その 他 \mathcal{O}

(経費の負担等)

第三条 県に交付するものとする。 委託事務の管理及び執行に要する経費は、 倉敷市の負担とし、 倉敷市はこれ

- 2 前項の経費の額並びにその 交付の方法及び時期は、倉敷市と県とで協議し て定める。
- 3 と県とで協議し 委託事務の管理及び執行に て定め より収益が生じた場合には、 その帰属につい

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第 又は廃止し 県は、 ようとする場合は、 委託事務の管理及び執行において適用される条例等を制定し、 あら かじめ倉敷市に通知するものとする 改正

(補則)

第五条 この 規約 に定めるも \mathcal{O} ほ カュ 委託事務の管理及び 執行に関し必要な事項は

倉敷市と県とで協議して定め

附則

この規約は、平成三十年八月二十八日から施行する。

◎岡山県告示第四百七十六号

の定めるところにより受託した。 の平成三十年七月豪雨による災害に伴う廃棄物 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十四第 \mathcal{O} 処理に関する事務につい 項の規定によ

平成三十年九月四日

 E山県知事
 伊原木
 隆
 +

山県との 関する規約 間 0 平成三十年 七月豪雨による災害に伴う廃棄物の 処理に

(委託事務の範囲)

第一 要となった廃棄物の適正な分別、 一 条 項の規定によ 総社市は、 という。) に基づく廃棄物の処理のうち、 地方自治法 の管理及び執行を岡 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和二十二年法律第六十七号) 保管、 山県 運搬、 平成三十年七月豪雨による災害によ 以下 「県」とい 処分等に関する事務 (昭和四十五年法律第百三 <u>ځ</u> 第二百五十二条の に委託する。

(管理及び執行の方法)

委託事務の管理及び執行に つい て は、 県の条例、 規則その 他 0 以下

例等」という。)の定めるところによる。

(経費の負担等)

第三条 委託事務の管理及び執行 に要する経費 は、 総社 市 0 総社市 はこれ

県に交付するものとする。

2 前項の経費の額並びにその交付の方法及び時 は、総社市と県とで協議 て定める

3 委託事務の管理及び執行により生ずる収益は、 県に属するものとする。

(条例等の制定改廃の場合の措置)

第 県は、 委託事務の管理及び執行に おい て適用される条例等を制定し 改 正

又は廃止し ようとする場合は、 あら か じめ総社市 に通知するも \mathcal{O}

(補則)

第五条 規約に定めるも ほ カュ 委託事務の管理及び 執行

総社市と県とで協議して定める

附則

この規約は、平成三十年八月二十八日から施行する。

◎岡山県告示第四百七十七号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、

とおり指定居宅サー ビス事業者を指定した。

平成三十年九月四日

事業所の 名称及び所在地

岡山県知事

太

浜っ子

所在地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

岡山県備前市

生町日生八〇三番地の

社会福祉法人浜っ子

所在地

岡山県備前 市

指定年月日

介護保険事業所番号

平成三十年九月

兀

三三七一一〇〇八五

サービスの種類

五

通所介護

事業所の 名称及び所在地

1

所在地

閑谷デイサ

2

岡山県和気郡和気町日笠上七二

事業者の 名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人閑谷福祉会

所在

岡山県和気郡和気町日笠下一六一三-五

- 指定年月1

介護保険事業所番号平成三十年九月一日

兀

丁と まの母

/―ビスの種類

五.

◎岡山県告示第四百七十八号

本文の規定により、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 次のとおり指定居宅サー 第四十一条第一項本文及び第五十三条第一 ビス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を指定した。

平成三十年九月四日

事業所の名称及び所在地

岡山県知事

木

太

シ 利

ノニッノ ロニー

2

岡山県井原市下出部町七番地

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

名彩

所在地

社会福祉法人福寿新生会

2

岡山県井原市下出部町七番地

二 指定年月日

平成三十年九月一日

兀

介護保険事業所番号

三三七〇七〇〇八八六

トでくり重真

五

特定施設入居者生活介護

介護予防特定施設入居者生活介護

◎岡山県告示第四百七十九号

項 介護保険法 規定により、 (平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項及び第百十五条の五第二 次のとおり指定居宅サー ビスの事業及び指定介護予防サー ビスの事業

を廃止する旨の届出があ

平成三十年九月四日

事業所の 名称及び所在地

岡山県知事

太

河本医院

岡山県真庭市下河内三一四番地 の 二

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

2 所在地

医療法

岡山県倉敷市藤戸町藤戸 五. 八〇

廃止年月日

平成三十年八月三十一 介護保険事業所番号

兀

三三一一四一〇〇五

五

短期入所療養介護

介護予防短期入所療養介護

事業所の 名称及び所在地

介護老人保健施設わかば

2 所在地

岡山県真庭市下河内三一四番地二

事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1

医療法人福寿会

2

岡山県倉敷市藤戸町一五八〇

廃止年月日 介護保険事業所番号 平成三十年八月三十一

三三五三四八〇〇五〇

五

介護予防短期入所療養介護

◎岡山県告示第四百八十号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第九十九条第二項の規定により、 次のとお

り介護老人保健施設を廃止する旨の届出があった。

平成三十年九月四日

太

施設の名称及び開設場所

2 #

介護老人保健施設わか

岡山県真庭市下河内三一四番地二

開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人福寿会

岡山県倉敷市藤戸町一五八〇

房山年月日

平成三十年八月三十一日

<u>二三五三四八○○五○</u>

兀

施設の種類

五

介護老人保健施訊

岡山県公報 第12022号 平成30年9月4日

◎岡山県告示第四百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指

平成三十年九月四日

指定した医療機関

医療法人正風会浦上医院

しもがた薬局

所 在 地

真庭市下方五八四-一

備前市穂浪二八三五-八

畄 Щ 県

指定年月日

平成三十年九月一日

平成三十年九月一日

知 事 伊 原 木 隆

太

岡山県公報 平成30年9月4日 第12022号

◎岡山県告示第四百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関

について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年九月四日

指定を更新した医療機関

サエラ薬局倉敷2号店

マスカット薬局倉敷店

名

所 在

倉敷市中島八五八—六 **倉敷市老松町四-二-四四**

更新年月日

平成三十年九月一日

平成三十年九月一日

県 知 事 伊 原 木 隆

太

畄 Щ

◎岡山県告示第四百八十三号

山県危険な薬物から県民 0 命とくらしを守る条例 項の規定により、 (平成二十七年岡山県条例第十七 次の知事指定薬物の指定は、

平成三十年九月四日

木

h 工 m n Ο \mathbf{X} C E Ο D

E) 及ひその塩類

ジメチル 五 ブタ オ (通称名五 Н F Μ

三 失効年月日

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

指定の失効の理由

平成三十年九月一日

◎岡山県告示第四百八十四号

土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第一項の規定により、

土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成三十年九月四日

岡山県知事

太

土地改良事業を行う者の名称

地区名及び工種

高崎土地改良区

六間丘 3番川

地区

認可年月日

平戎三十年八月十六

工.

地区名

非補助土地改良(農業用用排水施設)

◎岡山県告示第四百八十五号

建築基準法 構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更 (昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に

平成三十年九月四日

指定構造計算適合性判定機関の名称

木

太

ベリタスジャパ

ン株式会社

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

新:東京都千代田区神田駿河台四丁目三番

東京御茶ノ水事務所

変更の年月日

[四三七] 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。

平成三十年九月四日

池

た

 \otimes

白

工

池

種

原 木

太

岡山県知事

完了年月日

 $\frac{\exists}{\bigcirc}$

[四三八] 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一 項第五号の規定

次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、 岡山県備中県民局建設部管理課におい 般の縦覧に供

平成三十年九月四日

岡山県知事 太

木 隆

十四日 平成三十年八月二 平成三十年八月二	指定年月日
番九地先道	道路の位置
五 ・ ○ ○ ~	(メートル)
三 四 · 五 八	(メートル)(メートル)道路の幅員 道路の延長

[四三九] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年九月四日

原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音上中島字大開三七二-应 三七二一五、

名称及び代表者の氏名

Е

岡山県指令建指第三三一号

る開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、 四四四 $\overline{\bigcirc}$ 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ 公共施設に関する工事が完了した。

平成三十年九月四日

岡山県知事 伊原木 隆 大

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音上中島字大開三七二-四 三七二一五、三七三一二

一 女共旅部の種類

; ; ;

三

開発登録簿記載のとおり位置及び区域

(開発登録簿

都市局建築指導課におい

閲覧に供する。)

許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

唇敷市田ノ上一一二八

株式会社Square Esta

2表取締役 横田 哲也

許可番号

五.

岡山県指令建指第三三一号

札を実施する。 兀 政府 調達に関する協定の適用を受ける調達に 0 11 次のとおり 般競争入

平成三十年九月四日

岡山県知事

太

調准八谷

(1) 調達作名

加入電話及び携帯電話への通信サービス調

(2) 調達業務の特質

入札説明書及び加入電話及び携帯電話への通信サ 仄

(3) 契約期間

平成31年1月1日から平成33年12月31日ま

入札説明

(4)

入札説明書による

(5) 入札方法

事業者であるかを問わず, 入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税 入札説明書に示す方法に従っ 消費税及び地方消費税に相当する金額を含む金額を入札 て計算した 1年間分の額で入札

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 平成30年度に県が発注する情報通信サー 請手続等。 示第34号 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格 (情報通信サ 「資格告示」 ビスの調達契約に係る競争入札の参加資格, という。) に定め ビスの調達契約であっ \mathcal{O} 資格をいう。) (平成7年政令第372号) (平成30年岡山県告
- 2 ĆΕ (昭和22年政令第16号) 第167条の4 2項の規定に
- 約に係る人札参加資格審査要領 この公告の日から落札者が決定する (平成19年岡山県告示第332号) たの間において, 岡山県役務の提供の契 の規定による入札

参加の停止の措置を受けている者でないこと

- の提供の契約に係る の公告の日から落札者が決定する日 入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている H での間において, 岡山県から岡山県役務
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基 づく指名除外の措置を受けている
- (平成11年法律第225号) に基づく (再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除 (平成14年法律第154号) 再生手続開始の申立てがな
- 電気通信事業法 (昭和59年法律第86号) による電気通信事業者の登録を受けてい
- 3 競争入札参加資格の申請手続

格告示に基づき申請手続を行う の一般競争入札への参加を希望する者 Ü \sim (1)の資格を得ていないものは,

(1) 申請書の入手先, 提出先及び問い合わせ先

700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県県民生活部情報政策課(岡山県庁8階)

電話(086)226-7264(直通)

(2) 申請書の提出期限

平成30年10月22日(月) 午後4時

- 4 入札書の提出場所等
- 入札書の提出場所, 契約条項を示す場所, 入札説明書等の交付場所及び問い合わ

包光

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2216

(2) 入札説明書等の交付期間及び

平成30年9 耳 Ш 8 から同年10月22 Ш (用) H S (岡山県の休日 を定め

(平成元年岡山県条例第2 条第1項に規定する県の休日を除く。)

返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し, 郵送による交付を希望する場合は, 注意する 縦297 交付に必要な期間を十分に考慮 (1)の場所に請求する $\overset{\circ}{\vee}$

(3)

 $(\cancel{\times})$

(4)

 $\widehat{\not +}$

岡山県警察本部警務部会計課分室 (岡山県庁地下1階)

 Ω

入札及び契約手続において使用する 言語及び通貨

本国通貨

(2)

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8 号) 第131条及び第133条の規定に

(3)

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定に

(4)

入札説明書に示す書類を作成し, 般競争入札に参加を希望する者は, 平成30年10月22日 入札書を受領期限ま 月) でに提出する

入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

それに応じなければならない。 契約担当者から提出した書類等に関し説明を求めら

(5)

を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札 の公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札, 入札者に求められる

(6) 契約書作成の要否

 \bigcirc

最低の価格を 岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内 て有効な入札を行った者を落札者とする。

(8)

詳細は, 入札説明書による。

0

Name and quantity service

(2)

Communication service

а

fixed-

line

phone and

mobile

phone

procured

2019 through December,

(3)

Specified in the bid explanation

(4)

(5) for the notice

Okayama Prefectural Police Headquarters

Uchisange, Kita-ku, 0kayama 0kayama-ken, 700 - 8512

Telephone: 086-234 - 0110,

年政令第三百七十二号)に基づき、 匝 四三 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の 特定調達契約につき、 次のとおり落札者等を決定し 特例を定める政令 (平成七

平成三十年九

山県知

原 木

太

マイクロ アナライザ 付走查電子顕微鏡装置

平成三十年十

日

から平成三十七年十月三十一日まで

契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地 山県警察本部刑事部科学捜査研究所

三

山市北区富田

兀 落札者を決定した日

平成三十年八月二日

五

落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社

東京都港区西新橋一丁目三番一

六

一月当たり二九〇、 (うち消費税額及び地方消費税の 五一二円)

七 契約の相手方を決定した手続

八

平成三十年六月十五